

大山崎町第3次男女共同参画計画 みとめ愛プラン ～ともに生きる社会をめざして～ (概要版)

平成29年3月
大山崎町

第3次男女共同参画計画の策定にあたって

1 趣旨 ー男女共同参画を推進することによりめざす社会ー

男女共同参画を推進することによりめざす社会は、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担う社会です。

なお、男女共同参画とは、画一的に男女の違いを排除するものではなく、女性のためだけのものでもありません。男性も女性も、それぞれの有する資質や能力が十分に開発され発揮することができる社会、個々の選択に応じて納得のいく生き方を可能とする社会の形成をめざすものです。

大山崎町では、平成17年3月、男女がお互いに「尊重し合い」、「学び合い」、「支え合い」ながら、一人の人間として「みとめ合い(愛)」のもとに、いきいきと自分らしく生きることができる社会をめざして、「大山崎町男女共同参画計画 みとめ愛プラン」を策定しました。

この度、第2次男女共同参画計画(平成23年度～平成28年度)の終了に伴い、本町における男女共同参画を取り巻く現状と課題を踏まえ、社会情勢の変化に対応するため、これまでの見直しを行い、「大山崎町第3次男女共同参画計画 みとめ愛プラン」を策定します。

2 計画の位置づけ

- (1) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項に基づく「市町村男女共同参画計画」として策定します。
- (2) 本計画の中で定める基本課題Ⅰを、「女性の職業生活における活躍の推進法」(女性活躍推進法)第 6 条第 2 項に基づく「市町村基本計画」である「大山崎町女性活躍推進計画」として位置づけます。
- (3) 本計画の中で定める基本課題のうちの基本方針 4 を、「DV 防止法」第 2 条の 3 第 3 項に基づく「市町村基本計画」として位置づけます。
- (4) 本計画は、大山崎町第 4 次総合計画 基本構想 前期基本計画(平成 28 年 3 月策定)を上位計画とし、他の分野別計画や関連行政施策と関連しています。

3 基本的な方針

国の「第 4 次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方(答申)」及び府の「KYO のあけぼのプラン(第 3 次)後期施策」の策定状況を参考にしながら策定します。

したがって、国・府の男女共同参画計画を踏まえて政策目的を明確化し、効果的な計画の推進をはかるため、3 つの基本課題(「Ⅰあらゆる分野における女性の活躍」、「Ⅱ安全・安心な暮らしの実現」、「Ⅲ男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」)を設定します。

4 計画の期間

この計画の期間は、平成 29 年度から平成 34 年度までの 6 年間とします。

第3次男女共同参画計画のめざすところ

5 計画の基本理念

男女共同参画社会基本法は、平成11年6月に公布・施行されました。

基本法では、男女共同参画社会を実現するための5つの基本理念を定め、国、地方公共団体及び国民それぞれの責務を明らかにしています。

なお、本計画においては、基本的には第2次計画の基本理念を踏襲し、男女共同参画社会を実現するための基本理念である5本の柱に加え、生涯を通じた男女の健康を支援することとし、合わせて6本の柱を基本理念としています。

そして、男性も女性も個人としての尊厳が重んじられるとともにお互いに人権を尊重し合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮できる社会、また、男性も女性も家庭生活と、働くこと、学ぶこと、地域活動へ参画することなどとの両立を図ることができ、ともに協力し合い、喜びも責任も分かち合える社会の構築をめざします。

■ 6つの基本理念

(1) 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくすとともに、性別による固定的な観念にとらわれず、「その人らしさ、自分らしさ」を尊重し、個人としての個性や能力を生かせる社会が求められています。

(2) 社会における慣行または制度についての配慮

「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識とそれに基づく慣習等が男女の活動や意識に影響を与え、自分らしい生き方を阻害することのないよう配慮することが求められます。

(3) 政策等の立案及び決定への共同参画

真に男女平等で多様な生き方が認められる社会をつくっていくためには、女性も男性とともに社会の対等な構成員となるよう女性の自立支援を行い、さまざまな政策や制度などの企画・立案及び決定に参画する機会を保障し、女性に対する偏見・差別感に根ざした社会慣習等を見直す必要があります。

(4) 仕事と生活の調和の推進

女性も男性も一人の人間として自立し、家族を構成する一員として家事・育児・介護等とともに担い、仕事上の責任を果たしつつ家庭生活や地域活動等も充実させる中で自分らしい生き方を楽しみながら健康を維持し、利益も責任も分かち合える社会をつくることが求められています。

(5) 生涯を通じた男女の健康支援

男女がともに人権を尊重しつつ健康に生活するためには、男女がお互いの性や心身及びその健康について理解を深め、人生の各時期における健康上の問題に対応した保険・医療の推進が必要です。また、DVをはじめとしたあらゆる暴力を根絶し、生涯を通じて健康な生活を営むことが大切です。

(6) 国際的協調

男女共同参画社会を実現していくためには、国際的な動向を注視し、その成果を積極的に取り入れていくことが必要です。



6 計画の体系

計画の基本課題のもとに施策・事業を展開するための体系を、次のように設定します。



計画の基本理念実現のための取り組み

7 施策・事業の展開

基本理念の実現に向けた主な取り組みは次のとおりです。

番号	基本方針	主な取り組み
1	政策・方針決定過程への女性の参画の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○審議会委員等への女性や若者の参画促進 ○町の女性職員の管理職への登用推進 ○地域活動における女性の参画拡大
2	地域における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○防犯・防災活動への男女共同参画の促進 ○地域での子育て支援の推進 ○地域のリーダーやコーディネーターの育成
3	雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和	<ul style="list-style-type: none"> ○事業主に対する労働関係法令や制度の啓発 ○男女共同参画を進める事業所の実践例などの情報提供 ○ワーク・ライフ・バランスの普及啓発 ○ファミリーフレンドリー企業の普及・啓発 ○男性の育児休業・介護休業取得に向けた事業主への働きかけ ○育児休業を取得した従業員の職場復帰等に対する促進の啓発
4	あらゆる暴力の根絶	<ul style="list-style-type: none"> ○女性に対する暴力をなくす運動の啓発 ○ハラスメントに関する啓発 ○DV被害に関する相談支援体制の充実
5	生涯にわたる男女の健康の保持増進	<ul style="list-style-type: none"> ○性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）に関する啓発 ○性の尊重に関する教育 ○性差医療を踏まえた予防活動の推進
6	さまざまな困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○民生児童委員による相談活動の推進 ○高齢者や障がいのある人の地域での見守りや支援の推進 ○生活・介護支援サポーターの養成
7	男女共同参画社会形成への意識改革	<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画に関する啓発活動の推進 ○固定的な性別役割分担を見直すための啓発活動の推進 ○男女共同参画週間等の周知とイベントを利用した啓発活動の推進
8	多様な選択を可能にする教育・学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○保育所や学校などでの男女共同参画教育の推進 ○教育関係者の男女共同参画に関する意識の向上 ○地域での懇談会等の開催
9	国際理解と異文化交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○国際理解教育の推進 ○外国の男女共同参画の状況の把握
10	男女共同参画の視点に立った防災体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ○防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画拡大 ○男女共同参画の視点を取り入れた地域防災活動の推進 ○性差に配慮した避難所の運営

8 計画の数値目標

計画を実効性のあるものにするため、数値目標を立てて達成状況を点検できるようにします。

■計画の主要な数値目標

評価項目	基準値	目標 (平成 34 年)	点検時期	把握方法
基本課題Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍				
① 町の政策へ女性の意見が反映されていると感じる率	19.5% (H22 年)	増加	見直し時	アンケート調査
② 審議会等の女性委員率	22.8% (H28 年)	25%	毎年度	実績調査
③ 女性委員のいない審議会等の割合	33.3% (H28 年)	0%	毎年度	実績調査
④ 役場の女性管理職率	17.9% (H28 年)	増加	毎年度	実績調査
⑤ 地域活動の参加状況	女性 38.1% 男性 34.3% (H22 年)	増加	見直し時	アンケート調査
⑥ 雇用の機会や職場での男女平等感	22.8% (H22 年)	増加	見直し時	アンケート調査
⑦ ワーク・ライフ・バランスを知らない人の率	47.0% (H22 年)	減少	見直し時	アンケート調査
⑧ 役場での男性の育児休暇取得者数	0 人 (H28 年)	1 人以上	毎年度	実績調査
⑨ 役場での介護休業の取得者数	0 人 (H28 年)	1 人以上	毎年度	実績調査
基本課題Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現				
⑩ DV防止法を知らない人の率	12.7% (H22 年)	減少	見直し時	アンケート調査
⑪ 女性で直接暴力を受けたことがある人の率	13.5% (H22 年)	減少	見直し時	アンケート調査
⑫ 子宮がん検診の受診率	27.2% (H27 年)	35%	毎年度	実績調査
⑬ 乳がん検診の受診率	25.4% (H27 年)	35%	毎年度	実績調査
基本課題Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備				
⑭ 固定的な性別役割分担意識の肯定率	7.0% (H22 年)	減少	見直し時	アンケート調査
⑮ 男女共同参画社会基本法の認知率	18.6% (H22 年)	増加	見直し時	アンケート調査
⑯ 社会通念や慣習、しきたりなどでの男女平等感	22.0% (H22 年)	増加	見直し時	アンケート調査

計画の推進

■ 庁内推進体制の整備

本計画は、町政のさまざまな分野にわたることから、総合的かつ効果的な計画の推進となるよう、関係部局、関係機関・団体などと連携を図ります。

そして、庁内の推進体制として、年度ごとに計画の進捗や数値目標を把握し、課題の抽出と改善を行うとともに、男女共同参画に関する職員の意識啓発のための研修の充実を図ります。

■ 町民との協働による推進

この計画に基づき大山崎町における男女共同参画社会を実現するため、本計画について町民に周知徹底し、家庭や学校、地域、職場等において各主体が男女共同参画に対する自らの役割を認識し、互いに協力し合うことができるように務めます。

また、男女共同参画関連の国内外の先進的取り組み事例や法律の改正等、情報の提供を行います。



大山崎町第3次男女共同参画計画 みとめ愛プラン ～ともに生きる社会をめざして～ (概要版)

平成29年3月

編集・発行 大山崎町 教育委員会 生涯学習課
〒618-8501 京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字夏目3番地
TEL：075-956-2101（代）